

薬生食輸発0329第1号
令和4年3月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(オランダ産セルリアックのクロルプロファム、中国産花椒のアフラトキシン及びベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾール)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年3月28日付け薬生食輸発0328第2号)により通知したところである。
今般、オランダ産セルリアックのクロルプロファム、中国産花椒のアフラトキシン及びベトナム産きだちとうがらしのトリシクラゾールについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のオランダの項中、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
セルリアック及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	—	クロルプロファム	別表1 の3に よること。	平成17年1月24 日付け食安発第 0124001号「食品 に残留する農 薬、飼料添加物 又は動物用医薬 品の成分である 物質の試験法に ついて」による こと。	基準値(0.01ppm)を 超えるクロルプロ ファムが検出されるお それがあるため。

を削除し、

2. 別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
花椒（学名：Zanthoxylum bungeanum）及びその加工品（花椒を30%以上含有するものに限る。）	－	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除し、

3. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きだちとうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	－	トリシクラゾール プロピコナゾール ヘキサコナゾール	別表1の3によること。。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるトリシクラゾール、基準値（0.01ppm）を超えるプロピコナゾール及び基準値（0.01ppm）を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
------------	----	-------	----------	-------	-------------------

きだちとうがらし及びその加工品（簡易な加工に限る。）	—	プロピコナゾール ヘキサコナゾール	別表1の3によること。。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるプロピコナゾール及び基準値（0.01ppm）を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
----------------------------	---	----------------------	--------------	---	---

に改める。